

さいたま市監査委員告示第45号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり告示する。

令和7年9月8日

さいたま市監査委員	井 山 剛 之
同	工 藤 道 弘
同	阪 本 克 己
同	金 井 康 博

工事監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象課所

保健衛生局

保健部

保健衛生総務課、地域医療課、生活衛生課、高等看護学院、思い出の里市営霊園事務所、大宮聖苑管理事務所、食肉衛生検査所、動物愛護ふれあいセンター

市立病院病院経営部

病院施設管理課

保健所

保健所管理課

健康科学研究センター

保健科学課

福祉局

長寿応援部

高齢福祉課

障害福祉部

障害者総合支援センター

建設局

建築部

住宅政策課、公共建築課、教育施設建築課、公共設備課、教育施設設備課

北部建設事務所

道路安全対策課、道路建設課、道路維持課、河川整備課

(2) 監査の範囲

令和5年度繰越工事及び令和6年度（令和6年12月末日現在）に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和6年度（令和6年12月末日現在）に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
福祉局 長寿応援部	高齢福祉課	さいたま市東楽園再整備事業周辺公共施設 整備工事

担 当		工 事 名
建設局 建築部	公共建築課	西消防署増築棟中規模修繕（建築）工事
	教育施設建築課	さいたま市立三橋小学校（５－１、－２・６－１、－２・１８・２６棟）・公民館リフレッシュ改修（建築）工事
	公共設備課	西消防署増築棟中規模修繕（電気設備）工事
		西消防署増築棟中規模修繕（機械設備）工事
	教育施設設備課	さいたま市立土屋中学校及び大久保中学校体育館空調設備設置工事
建設局 北部建設事務所	道路安全対策課	暮らしの道路整備工事（市道３１７８９号線外１路線）
	道路建設課	一般国道１２２号蓮田岩槻バイパス 加倉南工区道路改良工事（Ｒ５）
	道路維持課	スマイルロード整備工事（北Ｒ６市道６０６４号線）
	河川整備課	馬込２号排水路改修工事（北河Ｒ５）（２債）

担 当		施 設 修 繕 名
保健衛生局 保健部	保健衛生総務課	大宮医師会館２階及び３階空調設備修繕
	地域医療課	さいたま市民医療センター１階天井一般系統給湯配管（枝管）更新修繕（４床室ラウンジ３外）
	生活衛生課	さいたま市浦和斎場火葬炉設備修繕
	高等看護学院	さいたま市立高等看護学院建具修繕
	思い出の里市営霊園事務所	思い出の里市営霊園墓地カロート修繕
	大宮聖苑管理事務所	さいたま市大宮聖苑火災報知設備機器修繕
	食肉衛生検査所	さいたま市食肉衛生検査所外壁修繕
	動物愛護ふれあいセンター	さいたま市動物愛護ふれあいセンター空調機器緊急修繕
保健衛生局 市立病院病院経営部	病院施設管理課	さいたま市立病院南側駐車場原状復旧修繕
保健衛生局 保健所	保健所管理課	さいたま市保健所直流電源装置修繕

担 当		施 設 修 繕 名
保健衛生局 健康科学研究センター	保健科学課	健康科学研究センター４１８・４２０室室外機交換修繕
福祉局 障害福祉部	障害者総合支援センター	障害者総合支援センター便器（１階男子トイレ・多目的トイレ）修繕
建設局 建築部	住宅政策課	さいたま市市営春野団地共用電灯修繕業務

３ 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

- (1) 計画
関連工事相互間の調整は適切に行われているか。
- (2) 設計
コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- (3) 積算
数量及び金額は正確か。また、算出根拠は明確か。
- (4) 契約
追加契約あるいは設計変更等による契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。また、事務は適時かつ適切に行われているか。
- (5) 施工
法令等を遵守して施工されているか。
- (6) 検査
検査の実施時期に遅れはないか。

４ 監査の主な実施内容

監査に当たっては、法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

５ 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所
監査事務局及び現地
- (2) 監査期間
令和７年４月２２日（火）から令和７年８月２５日（月）まで

6 監査の結果

(1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載

上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務等が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(2) 指摘事項（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）

次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。

ア 工事

(ア) さいたま市東楽園再整備事業周辺公共施設整備工事

a 検査

工事完成書類において、工事完成通知書及び工事完成検査結果の決裁を部長決裁とすべきところ課長決裁としていたことから、さいたま市事務専決規程第3条により、適正に文書処理をすべきである。

【福祉局 長寿応援部 高齢福祉課】

(イ) さいたま市立三橋小学校（5－1、－2・6－1、－2・18・26棟）・公民館 リフレッシュ改修（建築）工事

a 施工

石綿含有成形板の除去を含む改修工事において、大気汚染防止法第18条の15第6項及び石綿障害予防規則第4条の2の規定に基づき、受注者は一定規模以上の改修工事の場合、石綿含有の有無に関わらず、事前調査結果を石綿事前調査結果報告システム又は書面にて、市長及び労働基準監督署長に報告しなければならないと定められているが、その報告が行われていなかったことから、受注者が法令に基づき報告するよう適正に指導・監督すべきである。

【建設局 建築部 教育施設建築課】

(ウ) 馬込2号排水路改修工事（北河R5）（2債）

a 施工

生石灰※の取扱いにおいて、消防法第9条の3第1項により、500kg以上取扱う場合はあらかじめ所轄消防長又は消防署長に届出が必要であるが、受注者は届出をせずに生石灰を用いて発生土の土質改良を行っていたことから、適正に事務処理を行うよう指導・監督すべきである。

※ 生石灰は、水と反応して発熱する性質があることから、土木工事では土質改良材として使用されるが、条件によっては数百度の高温になることもある。また、発火した際に水をかけてしまうと逆に反応を強め延焼拡大の危険性もあることから、大量に取扱う場合はあらかじめ届出をするよう規定されている。

【建設局 北部建設事務所 河川整備課】

イ 施設修繕

(ア) さいたま市立高等看護学院建具修繕

a 契約

契約方法において、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定される随意契約のうち、同項第5号に基づく緊急修繕を適用し執行しているが、修繕内容や現場状況等から、学院の教員や学生等に被害を及ぼす状況ではなく、緊急修繕により契約を締結する理由が無いことから、同項第5号の趣旨を踏まえた適正な契約事務を行うべきである。

【保健衛生局 保健部 高等看護学院】